

## 補償コンサルタント情報コミュニケーション誌



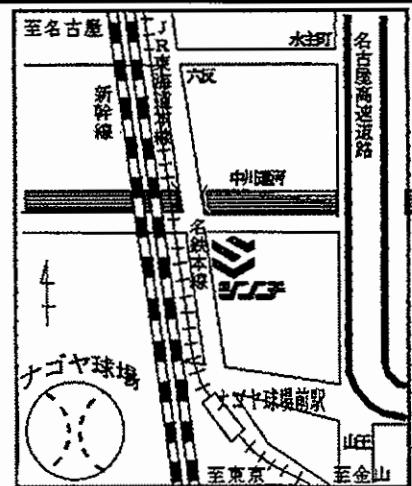
## 補償ミニコミ

発行日

発行所 株式会社新日

TEL 052-331-5356 編集者

3ヶ月毎1回 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 FAX 052-331-4010 秋山 学



## 補償基準等の見直しについて

昭和37年10月12日に用

対連において決定された

「公共用地の取得に伴う

損失補償基準」が、時の

経過及びスレーブ堤防等

の公共事業の変化、並び

に区分建物（マンショ

ン）の出現等による移転

対象の変化等によって時

代の要請に一部対応出来

なくなつた部分も表面化

してきており、補償基準

の改正が平成11年4月よ

り実施されようとしてお

ります。

改正の主な項目として

「取得補償に関する事

・残地補償

・借家人補償

・造成費用の補償

・年利率の改正

・年利

「建物移転補償に関する事項」  
・建物移転補償に関する事項  
・移転先認定制度  
・法令改善費の補償制度  
・区分所有建物の取得制度  
・その他通報に関する事項  
・残地工事費

等があり、その具体的な内容に關し補償コンサルへの講習は平成10年11月12日に行われます。さらに、木造建物の調査積算に関しては、これまで各地区用対連独自の部分別積算による補償積算が実施されます。

補償業務であって、最近では大手建設コンサルタントが受注する傾向にあるなか、我々補償コンサルはますます厳しい状況におかれています。そこで認識し、基準の改正等に強度となく積算方法等の実施上の変更がなされ、その都度混乱と勉強を繰り返してきています。起業者の御担当の方々にとっても、平成11年の基準の改正、平成12年の木造建物の積算方法の変更予定にあたっては、大

木造建物の積算方法の変更予定にあたっては、大

木造建物の積算方法の変更予定にあたっては、大